

①

1, 000㎡以上3, 000㎡未満  
\*美濃加茂市開発事業に関する条例によるミニ開発です。

1 「美濃加茂市開発事業に関する条例」による開発協議申請  
\*申請締切り日は毎月1日です。本申請前に土地利用計画図等で都市計画課と事前打ち合わせをしてください。

2 開発審議会の開催  
\*関係する各課の意見を基に、開発審議会で意見を検討します。

3 市から申請者へ意見書の通知  
\*開発審議会で協議した意見を通知します。

4 申請者から市へ回答書の提出  
\*通知した意見に対しての回答を提出してください。様式は任意で構いません。

5 承認書の交付  
\*回答書を受け、協議内容が適当な場合は承認書を交付します。  
\*農地法の申請が伴う場合は、同日の許可となります。

6 着工届の提出  
\*工事に着手する前に着工届を提出してください。

7 完了届の提出  
\*工事が完了した場合は速やかに完了届を提出してください。また、建築物が伴う場合は、建築工事完了後とさせていただきます。

8 完了検査の実施  
\*完了届受理後に完了検査日を調整しご連絡します。設計者、工事施工者の立会いをお願いします。また、位置指定道路、自費工事申請などの関係する申請の検査も同時に行います。  
\*検査時に施工内容の改善等、指摘事項が発生した場合は修補改造通知書を交付します。

9 検査済証の交付  
\*開発事業の事務手続きの完了となります。  
\*修補改造通知書で指摘事項があった場合は、修補改造完了届出書の提出後、再度検査を実施し、改善を確認後に交付します。  
\*市へ土地や施設の帰属がある場合は、担当課へ寄付申出書を速やかに提出してください。

②

3, 000㎡以上10, 000㎡未満  
\*都市計画法第29条の開発許可が必要なものです。該当しない開発は①と同じフローとなります。

1 「美濃加茂市開発事業に関する条例」による開発協議申請  
\*申請締切り日は毎月1日です。本申請前に土地利用計画図等で都市計画課と事前打ち合わせをしてください。

2 開発審議会の開催  
\*関係する各課の意見を基に、開発審議会で意見を検討します。

3 市から申請者へ意見書の通知  
\*開発審議会で協議した意見を通知します。

4 申請者から市へ回答書の提出  
\*通知した意見に対しての回答を提出してください。様式は任意で構いません。

5 都計法第29条開発行為許可申請  
都計法第32条協議申請書  
\*29条申請は正・副の2部、32条協議は正・副の2部提出してください。また32条協議経過書は3部提出してください。  
\*岐阜県証紙条例の廃止等に伴い、開発行為許可申請等の市町村経由を廃止しました。29条申請書類は中濃建築事務所へ提出してください。  
\*岐阜県県立等規制に関する条例、土壌汚染対策法による手続きについて可茂県事務所と協議してください。

6 許可書(都計法)の交付  
\*中濃建築事務所から開発許可書が交付されます。  
\*農地法の申請が伴う場合は、同日の許可となります。  
\*市の開発協議承認書を同日付で交付します。

7 着工届(都計法)の提出  
\*建築物を建築される場合は、都市計画法第37条申請が必要です。  
\*都計法による開発の場合には、市の条例による着工届は不要です。

8 完了届(都計法)の提出  
\*工事が完了した場合は速やかに完了届を提出してください。  
\*都計法による開発の場合には、市の条例による完了届は不要です。

9 完了検査(都計法)の実施  
\*完了届受理後に完了検査日を調整しご連絡します。設計者、工事施工者の立会いをお願いします。また、自費工事申請などの関係する申請の検査も同時に行います。

10 検査済証(都計法)の交付  
\*都市計画法開発行為の事務手続きの完了となります。  
\*検査時に指摘事項があった場合は、写真等でその改善を確認後に交付されます。また、市への土地や施設の寄付行為がある場合は、担当課へ寄付申出書を速やかに提出してください。  
\*都計法による開発の場合には、市の条例による検査済証も併せて発行します。

③

10, 000㎡以上  
\*都市計画法第29条申請の手続き前に岐阜県可茂県事務所と協議する事前協議です。

1 「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則」による土地開発事業事前協議申出書  
\*申請は随時受け付けています。  
\*申請前に土地利用計画図等で都市計画課と事前打ち合わせをしてください。

2 開発審議会の開催  
\*岐阜県可茂県事務所へ提出する前に、市開発事業に関する条例による開発審議会の開催します。

3 市から申請者へ意見書の通知  
\*開発審議会で協議した意見を通知します。

4 申請者から市へ回答書の提出  
\*通知した意見に対しての回答を提出してください。様式は任意で構いません。

5 可茂県事務所へ進達  
\*市の意見書を添えて可茂県事務所振興防災課へ進達します。

6 「可茂地域土地対策連絡会議幹事会」の開催  
\*可茂県事務所主催で県の関係各課が出席し、連絡会議が開催されます。申請者、設計者の出席をお願いします。会議終了後、現地視察がありますので、現場での説明もお願いします。

7 可茂県事務所から申請者へ土地開発事業事前協議結果の通知  
\*可茂県事務所から意見書が通知されますので、市経由でお渡しします。

8 申請者から可茂県事務所へ検討結果回答書の提出  
\*通知された意見に対しての回答を市経由で可茂県事務所へ提出します。

9 左記②の都計法第29条申請が伴う開発行為許可事務の手続きへ進む  
\*検討結果回答書提出後、特に可茂県事務所から指示等がなければ、土地開発事業事前協議は終了です。  
\*建築物の建築を伴う開発行為であれば、その後、左記②の手続きに移ります。